

## 中央市保育所入所選考A I システム導入等業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は、中央市保育所入所選考A I システム導入等業務委託（以下「本業務」という。）の優先交渉権者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定する場合の手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 委託を予定している業務

#### (1) 業務名

中央市保育所入所選考A I システム導入等業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「中央市保育所入所選考A I システム導入等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 履行期限

ア 中央市保育所入所選考A I システム構築業務

契約締結日から令和8年11月30日まで

イ 中央市保育所入所選考A I システム運用保守業務

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

※運用開始日は令和8年12月1日を想定。詳細は本市と協議により決定。

※以後システム稼働中は毎年度契約を締結する。

#### (4) 委託料上限額

本業務における予算上限額は 7, 678, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）である。

※上記金額は、業務委託に係る一切の費用を含むものであり、契約時の予定価格を示すものではなく、予算規模を示すために明示するものである。

### 3 参加資格

参加者要件は次の要件を満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 山梨県または、東京都内に主たる事務所あるいは従たる事務所（支店等）を有する法人であること。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に

掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。

(6) 国税及び地方税の滞納がない者であること。

#### 4 実施スケジュール（予定）

令和8年5月 1日（金）	公告・質問事項の受付開始
5月20日（水）	質問事項の受付期限（午前11時まで）
5月21日（木）	質問に対する回答
5月28日（木）	企画提案参加申込書等の提出期限（午後5時まで）
5月29日（金）	一次審査結果の通知（3者を超えた場合）
6月 5日（金）	企画提案書等の提出期限（午後5時まで）
6月17日（水）	プレゼンテーション実施
6月18日（木）	結果通知
以 降	契約協議

※ スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。その場合は、通知等により告知する。

#### 5 質問及び回答

##### (1) 質問の提出方法

質問がある場合は、様式1号「質問書」に質問事項を記載の上、電子メールで「15担当事務局」に記載の電子メールアドレスに送付するとともに、電話による着信確認をすること。

##### (2) 受付期間

令和8年5月1日（金）～5月20日（水）午前11時まで

##### (3) 回答方法

質問及び回答は、令和8年5月21日（木）（予定）に本市ホームページ上にて公開する。

#### 6 企画提案参加申込書の提出

##### (1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書（様式2号）
- ② 業務実績報告書（様式3号）
- ③ 業務実施体制報告書（様式4号）
- ④ 経営状況が確認できる書類（財務諸表等）
- ⑤ 納税証明書

国税に係る納税証明書及び都道府県税、市町村税の納税証明書（発行3ヶ月以内のもの）を提出すること。

##### ⑥ 法人の登記事項証明書

山梨県または、東京都内に主たる事務所あるいは従たる事務所を有することが確認できる法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年5月28日（木）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(3) 提出方法

「15 担当事務局」まで持参（閉庁日を除く）、又は郵送により正本1部副本1部を送付すること。なお、郵送の場合は、提出期限内に到着したものに限り受け付けることとするため、受取日時及び配達されたことが証明できる方法で送付すること。

## 7 一次審査

参加意思表明書を提出した事業者が3者を超える場合、担当課において一次審査を実施し、プレゼンテーション審査に進む事業者を3者選定する。

(1) 審査方法

一次審査については、子育て支援課において、別添1「審査基準書（一次審査）」に基づき審査する。

(2) 結果通知

審査結果については、令和8年5月29日（金）に全ての参加申請者に対し、電子メールにより通知する。なお、一次審査を実施しなかった場合、結果の通知は行わない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書提出届（様式5号）

② 事業者概要調書（様式6号）

③ 企画提案書内容（様式任意）

企画提案書内容については、以下の項目に留意して作成すること。

ア) 仕様書等を踏まえ、別添2「審査基準書（プレゼンテーション）」の項目（5～10）順に記載すること。

イ) A4縦版とし、両面印刷で20ページ以内、文字サイズは11ポイント以上（図、表、画像を除く。）、ページ番号を付すること。なお、やむを得ない事由によりA4サイズに収まらない場合は、A3サイズを使用すること（A3サイズを使用する場合はA4サイズ2枚分として取り扱うこととする。）とし、片面横折り込みとする。

④ 見積書（様式7号）

「2(4)委託料上限額」を踏まえ、A4縦版とし、税込み金額で提案額を明示すること。また、積算が分かるように見積内訳書（様式第7-1号）を添付すること。

(2) 提出期限

令和8年6月5日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(3) 提出方法

「15 担当事務局」まで持参（閉庁日を除く）、又は郵送とすること。なお、郵送の場合は、

提出期限内に到着したものに限り受け付けることとするため、受取日時及び配達されたことが証明できる方法で送付すること。

(4) 提出部数等

提出書類①～④の順序で製本し、インデックスを付けA4ファイルで提出すること。またファイルの表紙には「中央市保育所入所選考AIシステム導入等業務委託」、「企画提案書」及び企業名称を、背表紙には「企画提案書」及び企業名称を表示すること。

提出部数 正本 1部 副本 1部 電子媒体 1部

(5) 参加辞退

プレゼンテーション審査の参加を認められた者で、企画提案書等の提出を行わない者は、様式8号「辞退届」を令和8年6月5日（金）午後5時までに持参、電子メールのいずれか（電子メールの場合は、電話による着信確認をすること。）の方法にて提出すること。

## 9 プレゼンテーション審査

企画提案書を提出した事業者によるプレゼンテーションを行い、中央市プロポーザル方式業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において審査し、最高評価の1者を優先交渉権者として選定する。

(1) 日時（予定）

令和8年6月17日（水）午後1時30分から

なお、順番は企画提案書提出順とする。

(2) 場所

中央市役所

（山梨県中央市臼井阿原301-1）

(3) 1者当たりの所要時間

- ・企画提案プレゼンテーション20分以内
- ・企画提案に対する質疑等15分程度

(4) 内容説明

企画提案書等に基づく説明を行うこと。なお、本業務に直接係わる業務担当者は必ず出席すること。

(5) 参加人数

4名以内とする。

(6) その他

パソコン等の電子機器を利用する場合は、事前に「15 担当事務局」まで連絡すること。この場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意し、パソコン等のその他の機器は参加者が持参すること。なお、プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。

## 10 優先交渉権者の選定

委員会による企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を経て、優先交渉権者を選定する。

### (1) 選定基準

委員会において「別添2 審査基準書（プレゼンテーション審査）」に基づきプレゼンテーション審査の評価を行い、プレゼンテーション審査の合計点で、最高点を得た者を優先交渉権者として選定する。

### (2) 結果通知

結果については、令和8年6月18日（木）（予定）に、全ての参加者に対し、書面にて通知する。併せて優先交渉権者は中央市ホームページで公表する。

### (3) 参加者が1者のみの場合

参加者が1者のみの場合でも、原則としてプレゼンテーションを行い、委員会がその企画提案書等について、審査基準を満たすと認められ、「12失格事項」に該当しないと判断した場合は、その1者を優先交渉権者として選定する。

### (4) その他

審査の経緯や審査内容に関する質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。

## 11 契約の締結

発注者と優先交渉権者は企画提案の内容に基づき、仕様書、価格等の協議を行い、仕様書等の契約内容を確定した後、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約により速やかに契約手続を進めるものとする。なお、契約に際しては改めて見積書を提出するものとする。

ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は次点交渉権者と協議を行うものとする。契約の手続きは中央市財務規則（平成18年中央市規則第39号）の規定に準じるものとする。

## 12 失格事項

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合
- (2) 本実施要領に定める書類作成上の留意事項に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 本実施要領に定める事項に適合しない行為があった場合
- (4) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 企画提案書等の内容が仕様書等で定める業務等を満たさない場合
- (7) 見積書の提案額が委託料上限額を超えている場合や内訳が示されていない場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

### 1.3 手続きにおいて使用する言語等

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本円

### 1.4 その他

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 本市に提出する書類は、再提出を認めない。
- (4) 提出された提案資料については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び中央市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年中央市条例第 18 号）に基づき情報公開の対象となる。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等は、個人情報の保護に関する法律及び中央市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守すること。
- (6) その他必要な事項は、中央市財務規則の規定によるものとする。
- (7) 成果物の著作権の全部（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条規定の権利を含む）は、中央市に帰属するものとする。

### 1.5 担当事務局

中央市役所 こども健康部 子育て支援課 保育担当

担当：田中、松沢

〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原301番地1

電話：055-274-8557

メール：lg-kosodate@city.yamanashi-chuo.lg.jp